令和6年度東京都立高等学校等給付型奨学金の申請について

制度の概要

- 給付型奨学金は、学校で行う実力テスト、各種検定試験、学校行事(修学旅行含む)等 に充てられる経費を、保護者の所得に応じて東京都が給付する制度です。 (所得の認定基準は就学支援金とは異なります。)
- 給付金は学校に対して支給され、学校が当該経費を支払います。
- 保護者や生徒が直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。
- その他、制度の詳細については、別紙「令和6年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」(リーフレット)をご確認ください。

申請方法

- 1 提出期限に余裕を持って、申請書類を経営企画室窓口で受領
 - ※認定の可能性が高いご家庭には、2月13日(火)頃に申請書類を郵送します。 郵送にて受領したご家庭は、経営企画室で書類を受領する必要はありません。
- 2 東京都立高等学校等給付型奨学金の受給に係る申請書(黄色用紙)に記入・押印 ※本申請は<u>令和6年度(次年度)分</u>となりますのでご注意ください。 ※追加で課税証明書等のご提出をお願いする場合があります。ご承知おきください。
- 3 いずれかの方法で書類を提出
- (1) 東京都立光丘高等学校経営企画室へ持参(生徒でも可)
- (2) 以下の問合せ先に郵送(簡易書留またはレターパックプラス)

申請書類の提出期限

● 令和6年3月8日(金)17時まで ※厳守

制度の利用方法

- **学年全員が必須で受験・参加する事業の場合実力テストや修学旅行等**) 積立金の代わりに給付型奨学金から支払われます。
- 任意で申込む事業の場合(英語検定、漢字検定、書写検定、模擬試験等) 申請時に提出いただいた利用申請書で申請した事業の場合、通常どおり検定の申込を 担当教員に行ってください。検定費用の支払は学校が行います。
- 利用申請書で申請していない事業でも、対象事業になっているもので、認定限度額内であれば給付型奨学金の利用が可能です。その際は経営企画室までご相談ください。



【問合せ先】

〒179-0071 東京都練馬区旭町2-1-35 東京都立光丘高等学校 経営企画室 電話 03-3977-1501